

## 青年・成人期の余暇活動支援事業

### 1. 事業の目的

障害のある青年・成人の障害者が日中活動や就労後に障害者相互、地域住民や学生等、様々な人々と交流し、集団活動を行うことにより、地域における障害者のコミュニケーション能力など、社会で生きる力の向上を図る。

### 2. コンセプト

障害のある青年・成人期の方の休日や就労後の居場所として定期的に場の提供を行う。

### 3. 対象者

一般就労または福祉就労などを行っている知的障害者。

### 4. 当市の利用者ニーズ

市内で相談支援を担っている相談支援専門員が把握している利用者ニーズのうち、今後余暇活動支援を利用したいと希望されている方は、約30人から40人とのことである。

### 5. 多摩26市の状況

平成29年3月末現在で青年・成人期の余暇活動支援事業を実施している市は、「立川市」、「昭島市」、「国分寺市」の3市となっているが、3市の余暇活動支援事業は不定期の開催である。

### 6. 事業効果

障害のある方が、様々な人々と交流し、集団活動を行うことで、コミュニケーション能力など、社会で生きる力の向上や余暇活動の充実を図る効果がある。

### 7. 定員及び職員体制等（例）

#### (1) 定員

5名から10名

#### (2) 職員体制

支援職員2名（非常勤）、その他ボランティアスタッフ数名

#### (3) 事業実施に必要な面積・設備等

活動室20㎡程度、事務室10㎡程度（他の事業と併用化）

#### (4) 活動日

土曜、日曜を含む週数日程度

#### (5) 提供場所・提供時間

障害特性等を踏まえ、入口近辺での開所は避ける。

平日は、通所後の15時30分から20時までとする。

土曜日・日曜日・祝日は9時から18時までとする。